

広報おおつ「みんなの伝言板」掲載基準

1 掲載対象

市民が参加するサークル団体などが市内で行う、文化・スポーツ・教養など公共性の高い催し。

2 掲載できないもの

第1項に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する催しは掲載の対象としない。

- (1) 同一者または同一団体による申し込みが前回から6カ月以内(毎週開催される教室や講座など、定期的に行われる催しの場合は1年以内)のもの
- (2) 政治、宗教に関係のある団体またはその団体が行う催しや活動
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 営利を目的とするもの
 - ・間接的に営利につながるもの
 - ・イベント等の参加費が同種のものと比較して著しく高いもの
(収支予算書等の提出をお願いする場合があります)
 - ・参加費が低額または無料体験であっても、将来、営利につながる恐れがあるもの
 - ・イベント等の開催により起業に関連する会員や受講者の募集につながる可能性があるもの
 - ・個展や作品展で、希望者等には販売行為を行うもの
- (5) 会員募集を目的とするもの
- (6) 個人宅など、市民が一般的に利用できない場所を会場とするもの
- (7) 特定の地域または団体・会員だけを対象とするもの
- (8) 掲載締切日を超えて申し込みがあったもの
- (9) 掲載枠数を超えて申し込みがあったもの
- (10) 催しの実施日や申込締切日が掲載号の発行日以前のもの
- (11) 申込者への連絡がとれないもの
- (12) その他広報紙に掲載する催しとして不相当であると広報課が判断したもの

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の規定は、令和6年3月1日以後に申し込みを受け付けたものについて適用し、同日前に申し込みを受け付けたものについては、なお従前の例による。